

第2回流山市行財政改革審議会次第

令和8年4月10日（金）

午前10時から正午まで

第1庁舎3階 庁議室

- 1 第1回審議会の意見に対する市の考え方について
- 2 意見交換について
- 3 その他

【配付資料】

- 【資料1】 第1回行財政改革審議会質問及び意見シート
- 【資料2】 減価償却と公会計について
- 【資料3】 料金改定に係るシミュレーション
- 【資料4】 他自治体との使用料比較
- 【資料5】 他市自治体使用料基本方針公表状況（千葉）
- 【資料6】 次回の審議会日程について
- 【資料7】 意見シート

No.	意見者	御意見等	御意見の要旨	市の考え方
1	山田委員	・人件費と減価償却費を新たに加えるのは非常に重大な変更であり、利用者の負担増も相当なものになると思われる。概算でどのくらいの影響があるのか。	・人件費と減価償却費を新たに加えることは利用者負担を大きく増やす重大な変更であり、その増加額の影響を示す必要がある。	・別紙【資料3】料金改定に係るシミュレーションでお示しします。
2	大塚委員	・施設ごとの減価償却費を出していただくことは可能か。	・施設ごとの減価償却費を提示できるか確認する。	・別紙【資料2】減価償却と公会計についてでお示しします。
3	山田委員	・公会計システムで減価償却費を算出しているとのことだが、これは企業会計と同じものか。 ・企業会計的に行うとなると、資本的支出と修繕費の区分など事務量が膨大になると思われるが、実務的に対応可能なのか。	・減価償却費の算出方法が企業会計と同一か疑問であり、企業会計方式で処理する場合、資本的支出と修繕費の区分等の事務負担が増大する中で、実務的に対応できるのか懸念する。	・企業会計との違いについては、別紙【資料2】減価償却と公会計についてでお示しします。 ・本市では、公会計システムを導入しており、施設ごとの減価償却費等はシステムが自動計算する仕組みとなっております。 ・資本的支出と修繕費の区分については総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に記載の基準に従い、公会計システムに反映しております。 ・このため、使用料算定において新たな事務負担は発生しません。
4	小國委員	・大規模修繕を固定資産化するか費用化するか判断基準はどうなっているか。	・大規模修繕を固定資産として計上するか、費用として処理するか判断基準の明確化が求められる。	・大規模修繕を固定資産化するか費用化するかは、資産価値を高めたり使用期間を延ばす資本的支出かどうかで判断されます。 ・施設の性能向上や耐用年数の延長につながる場合は固定資産化、単なる原状回復や維持のための修繕は費用化とするのが一般的な基準です。 ・参考：別紙【資料2】減価償却と公会計について
5	小國委員	・建築コストの償却期間は何年で設定しているか。	・建築コストの償却期間（年数）の設定を確認する。	・別紙【資料2】減価償却と公会計についてでお示しします。
6	小國委員	・前回の【資料6】の5ページの2-2の必要性による分類について、「最低限必要なサービス」と「一定の公益性をもとに」の差はどこにあると考えているか。	・「最低限必要なサービス」と「一定の公益性に基づくサービス」の区別基準を確認する。	例えば、会議室のような空間を貸し出すサービスが最低限必要なサービスだとすれば、調理室や防音室などプラスαの機能を持った部屋については一定の公益性をもとに、特定需要を満たす＝特定の利用者の利便を図る施設だと考えられる。

No.	意見者	御意見等	御意見の要旨	市の考え方
7	大塚委員	<ul style="list-style-type: none"> 以前の審議会で単式簿記を採用しているとの話があったが、そうすると減価償却はそもそも会計に入っていないのではないか。 別途計算していたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 単式簿記の場合に減価償却費をどのように扱っていたのか(計上していないのか、別途算出していたのか)を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所の毎年の予算の執行(現金の出し入れ)は、法律に基づき単式簿記(現金主義)で行っています。 一方で、建物の価値の目減り等、現金支出を伴わないコストを把握するため、単式簿記の決算データをベースに、複式簿記の考え方を取り入れた公会計システムを並行して運用しています。 別紙【資料2】減価償却と公会計について
8	大塚委員	<ul style="list-style-type: none"> 公会計システムはいつ導入されたのか。また、減価償却費を現方針において算入しなかった理由は算定する根拠がなかったからなのか、それとも金額が大きくなることを避けたからなのか整理してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 公会計システムの導入時期を確認する。 減価償却費を抜いた理由を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年に公共施設が有料化された際には、利用者負担割合を設けなかったことでコストが跳ね上がるため人件費と減価償却費は除くという議論がされていました。 平成26年に公会計システムが導入・運用を開始し、固定資産台帳の整備を行っています。 公会計システムの整備により正確な減価償却費が算出できるようになったこともあり、今回の方針の見直しを機にフルコストとして明確に位置づけることといたしました。
9	大塚委員	<ul style="list-style-type: none"> 原価計算について、類似施設をプール制で一括計算し、統一的な料金を算定するのか、それとも個別に算定するのか。地域差が出る懸念もある中で、どの程度の値上げを想定しているのか、イメージがあれば教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 算出方法と試算を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 類似施設についてはプール制での一括計算及び使用料基準額算出後の調整も検討したいと考えております。 料金改定のイメージは別紙【資料3】料金改定に係るシミュレーションでお示しします。
10	鈴木委員	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の中でも発言させていただいた内容にもなりますが、現在が周辺の自治体の料金設定をしているため、人件費や減価償却費を追加すると、周辺自治体との料金差異がどれくらい出るか具体的な金額を、次回の際にいくつか事例をあげてご説明いただきたいです(委員「会での回答は施設によりけりとの回答であったため」)。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺自治体の料金を基準にしている現行設定に、人件費や減価償却費を加味した場合、「どの程度の料金差が生じるのか、具体的な金額について、事例を付した説明を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 別紙【資料4】他自治体との使用料比較でお示しします。
11	鈴木委員	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担割合の設定について、地理条件や目的によって変動する注釈があるが、ある程度の基準を決めておかないと調整弁とされてしまい、本来の目的が達成しない可能性があるため注意が必要であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担割合の設定について、地理条件や目的によって変動する注釈があるが、ある程度の基準を決めておかないと調整弁とされてしまい、本来の目的が達成しない可能性があるため、注意が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 負担割合の設定に当たっては、庁内会議体である公共施設検討委員会内において検討を行います。
12	山田委員	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の対象者の範囲は?中央公民館を例にして解説をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の対象者の範囲を明確に示す必要があり、具体的には中央公民館のケースを例として説明してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の対象者は、施設の運営に直接関わる職員(窓口対応、管理業務、清掃・巡回等を担当する職員)が中心となります。 指定管理者制度を導入している場合は、指定管理者の配置するスタッフの人件費も対象とします。 ただし、政策立案等、施設運営に直接関係しない職員の人件費は通常含めません。

No.	意見者	御意見等	御意見の要旨	市の考え方
13	山田委員	減価償却費につき、有償無償複合施設、有償施設でその内部が構造的に取得原価が相違するであろうと考えられる場合、そもそも取得原価が区分把握されているのか、それともあらたに区分把握する予定ですか？ (例) おおたかの森センター、下花輪センター、文化会館のホール舞台ホワイエ・・・	・有償・無償が混在する施設や内部で取得原価が異なると考えられる有償施設について、取得原価が現状で区分されているのか、それとも今後あらためて区分する予定なのかを確認したい。	・公会計システムへ登録される際に区分して計上されています。 ・例えばおおたかの森センターは、「建物(こども図書館)」「建物(防災備蓄倉庫)」「建物(おおたかの森センター)」「建物(おおたかの森小学校 普通教室棟)」「建物(おおたかの森中学校 倉庫)」「建物(体育倉庫)」「建物(校舎)」のように区分されて登録されています。
14	山田委員	「民間代替性・収益可能性」とあるが、市は商売をするわけではないので「収益可能性」が全面に出るのには若干の抵抗を感じる。	・市が商業活動を行うわけではないため、「民間代替性」と並べて「収益可能性」を強調する表現には違和感がある	・「収益可能性」とは、市が営利目的で商売をするという意味ではなく、民間で提供可能なサービスと競合しないようにするための視点として用いています。 ・施設の利用に料金を設定することで、民間事業者の活動を不当に圧迫しないか、市のサービスとして適切な価格水準かを判断するための指標です。 ・「収益を最大化する」という考え方ではなく、公共性と民間の役割のバランスを取るための基準として収益可能性を用いているという位置づけになります。
15	山田委員	・原案について区分アとイの収益性の区分の基準が定量かつ定性的に把握されるか及び合理的性が担保されるか疑問。	・原案の区分ア・イにおける収益性の基準が、定量・定性の両面で明確に把握でき、かつ合理性を担保できるのか疑問がある。	・庁内会議体である公共施設検討委員会内において検討を行います。 ・設定に当たっては近隣市の基準も考慮します。
16	山田委員	・現実問題としてマトリックスのCは発生するのか。	・マトリックスのCに該当するケースが実際に生じるのか疑問がある。	・可能性として選択肢を残しておくことを考えています。
17	山田委員	・基準は必需性Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと民間代替性あり、なしの単純形で十分と考える。	・基準は「必需性Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」と「民間代替性の有無」の組み合わせだけで十分ではないかと考える。	・あり、なしの2択にすると、どちらか判断できない事例が発生することが予想されることから3段階としています。
18	山田委員	P6「算定式の使用が困難」とあるがそれにつき説明願う。 また、「構造物の少ないグラウンド、野球場、庭球場」とあるが具体的施設名をあげてほしい。	・算定式の使用が困難とする理由の説明を求めるとともに、「構造物の少ないグラウンド等」に該当する具体的な施設名を示してほしい。	・利用対象の大部分の形状が土地である施設の使用料の設定に当たっては、原価コストに基づく算定方法の使用が困難であります。 ・総合運動公園・コミュニティプラザ庭球場、野球場(京和ガススペースボールパーク)、流山スポーツフィールド等
19	山田委員	減額・免除規定の今回の変更案につき、 1) 「その他市長(教育委員会)が特に」とあるが、これは教育委員会以外は適用なしと言う意味か。また「特に」を追加した主旨はなにか。 2) 2分の1減額の備考欄、高齢者につき何も説明記載がないが区分欄には記述されている。高齢者の記載は誤りか。 3) 同上2)の備考欄(介助者の免除は障害者が個人で利用・・・)とあるが具体的にどのような事例か。	・減額・免除規定の変更案にある「その他市長(教育委員会)が特に」の適用範囲の意味と「特に」を加えた理由を確認したい。 ・また、2分の1減額の備考欄に高齢者の記載がない点について、区分欄との不整合が誤記かどうかを問いたい。	1) 市が設置している施設については市長、教育委員会が設置している施設については教育委員会が認めるものとしています。「特に」の文言は現行の各施設の設置管理条例に記述を合わせたためです。 2) 現方針の記載を流用しているため、備考欄に解説のなかった高齢者の説明は省いております。 3) 個人利用施設を障害者が介助者と共に利用する場合、同行介助者は免除の意です。団体利用に当たっては団体参加者として数えられるため、免除ではなく団体料金として減額対応となります。

No.	意見者	御意見等	御意見の要旨	市の考え方
20	兵庫委員	地域差や建物の新旧などで不公平感がないかどうか、例を挙げていただけると議論がより明確になるかと思えます。	・地域差や建物の新旧での不公平感の有無の確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域による差別化は現状考えてはおりません。 ・使用できる機能に差がない新旧施設においても差別化は検討しておりません。 ・駅の近くなど地理的条件による利便性の高低による収益可能性の差異などは考慮する可能性はありますが、庁内会議体である公共施設検討委員会等において適正な利用料金となるよう検討します。
21	兵庫委員	(利用者負担割合の設定について) 対象施設における設定例があると良いと思えます。	・対象施設の設定例の確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回資料6 5ページをご参照ください。 ・負担割合の具体的な設定については、近隣自治体も参考にしながら、公共施設検討委員会内で検討します。
22	兵庫委員	減額及び免除規定について 団体利用の区分で「市内の高校生以下の児童・生徒、高齢者、障害者が・・・利用する場合は「2分の1減額」とありますが、「高齢者、障害者」については、市内でなくても適用されるという理解でよろしいでしょうか？ 市外の団体は、市外料金(約2倍)が設定されておりますので、この場合、 $2 \times (1/2) = 1$ 倍となると思っています良いでしょうか？ 細かなことですが、よろしくお願いたします。	・減額及び免除規定について、市外利用者の減額規定対象者は適用されるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の運用ではお見込みのとおりです。 ・新方針でも変更の予定はありません。
23	小國委員	原価を可視化(人件費・減価償却費の算入)し、統一的な算定ルールを導入し、どのような基準で受益者負担すべきかを示した点は評価されると思います。一方で、減価償却費は過去の支出に対する負担であること、単式簿記・現金主義で、単年度予算、一般会計を前提とした自治体の財政運営を考えると、福祉や教育など、必ずしも施設利用と関係のない市のコストを施設利用者に負担させることになることも解されることから、その扱いは慎重になるべきだと考えます。現在の設計であれば、対象経費の100%を受益者が負担するわけではないため、総額で考えると施設利用料が他の予算に回る可能性は低いと想像しますが、施設利用に伴う受益者負担は、あくまで施設利用に伴うコストに充当されるような設計・説明であるべきだと考えます。	・過去に支出された施設取得費を料金に転嫁していることで、収入された利用料金が施設費用に使用されず、別の予算の支出に使用されると解される可能性もある。受益者負担として、あくまでも利用料金として収入された料金は施設に使用されることが明確な制度設計であることが望ましい。	・試算のとおり、利用料金だけでは単年度のコストの回収は難しいと考えます。

No.	意見者	御意見等	御意見の要旨	市の考え方
24	小國委員	<p>利用負担割合を一定の基準で持つて設定することは合理的だと考えます。</p> <p>ただし、大半の施設が利用者負担率=100%となっていないことが想定され、これらの施設では従来100%利用者負担となっていた物件費や維持補修費、補助費も100%負担とはならないことは、「合理的な説明」という観点で疑問が残ると考えます。</p>	<p>・これまでの基本方針と考え方が変わることについての合理的な説明はできるのか。</p>	<p>・社会経済状況の変化、公会計制度の導入等、平成20年に基本方針を策定してから18年が経過する中で、改めて方針を見直すものです。</p> <p>・他自治体の状況等も勘案し、施設の特性ごとに利用者負担を求めていく方針へと改正します。</p>

減価償却費について

地方公会計制度における減価償却費

官庁会計における現金主義ではどの程度資産価値が減っているか分からないため、公会計制度では官庁会計の補完として、資産価値の減少分を減価償却費という費用で計上している。（定額法）

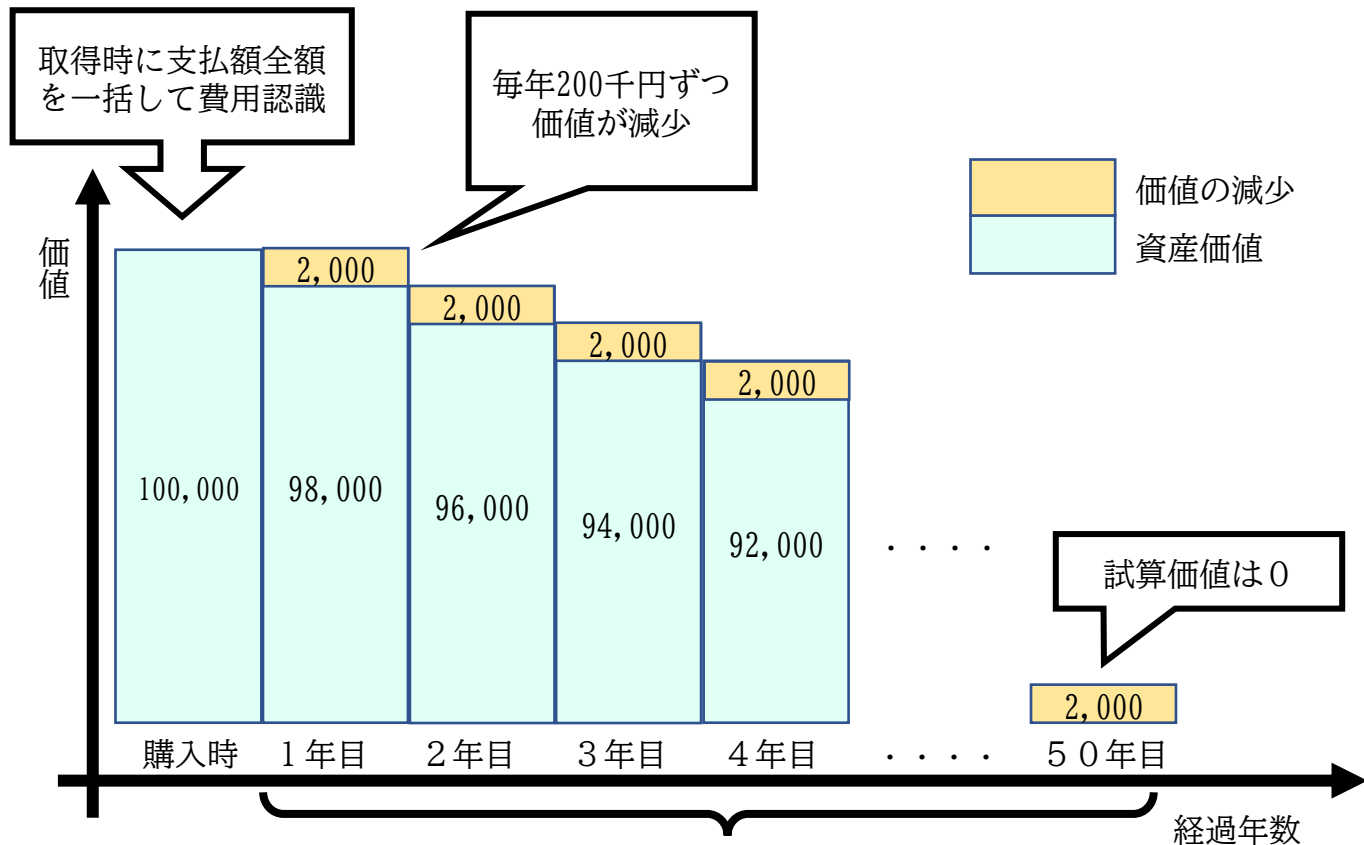
これにより、その資産から得られる使用料などの収益と減価償却費のバランスを把握することができる。

【算出式】

取得価額等×法定耐用年数に基づく償却率

例) 耐用年数50年、償却率0.02（定額法）、取得価額100,000千円の場合

官庁会計（現金主義の考え方）



各年度における資産価値の減少分を費用認識

公会計（発生主義の考え方）

各年度に計上される費用の額

	取得時	1年目	2年目	3年目	4年目	...	50年目
現金主義	100,000千円	0円	0円	0円	0円	...	0円
発生主義	0円	2,000千円	2,000千円	2,000千円	2,000千円	...	2,000千円

地方公会計制度における耐用年数

地方公会計制度における償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に規定された耐用年数に従う。

【主な建物の耐用年数表及び耐用年数に係る償却率】

【年】

用途名称	鉄筋 コンクリート	鉄骨造	木造
庁舎	50	38	24
集会所 会議室	47	34	22
公民館	50	38	24
体育館	47	34	22
自転車置場	38	31	15

耐用年数	償却率 (定額法)	耐用年数	償却率 (定額法)
50	0.020	24	0.042
47	0.022	22	0.046
38	0.027	15	0.067
34	0.030		
31	0.033		

本市における償却資産の管理

本市では、平成26年度より、地方自治法により整備した「公有財産台帳」と地方公会計制度に基づき整備した「固定資産台帳」を一元化した公会計管理台帳システムを稼働し、資産台帳を整備・維持している。（平成24年度末データから反映）

減価償却費については、公会計管理台帳システムにて平成27年度から定額法で自動計算されている。なお平成26年度以前の減価償却費及び耐用年数の経過年数分については、取得年月日から起算して一括で差し引いている。

公の施設の減価償却状況（例）

減価償却費及び耐用年数が掲載された固定資産台帳については、財務書類として市ホームページに平成28年度分から掲載している。

建物名（建築年）	取得価額 再調達価額	減価償却費 ※2	耐用年数
文化会館（昭和44年）	263,800,000	5,276,000	50
南流山センター （昭和56年）	297,000,000	5,940,000	50
東部公民館（昭和50年）	222,370,000	4,448,960	50
おおたかの森ホール （平成31年）	1,984,691,760	43,663,218	47
江戸川台福祉会館 （昭和53年） （※1）	52,962,628	566,065 （用途分割後）	47
江戸川台駅 西口自転車駐車場 （平成元年）	43,287,600	1,428,490	31

令和6年3月31日現在

※1 江戸川台福祉会館は令和4年に児童センターと用途分割したため、取得価額も分割されている。（分割前の取得価額は86,000,000円）

※2 耐用年数が過ぎているものについては、過去に減価償却をしていた際の額を記載している。

大規模修繕等による資産計上について

本市では、半年に1回の頻度で各課から公有財産及び固定資産台帳の異動情報を吸い上げて、台帳に漏れなく計上をしている。

修繕については60万円以上の修繕かつ当該固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる修繕（資本的支出）が対象となる。

【資本的支出（例）】

- ・ 建物の増築
- ・ 和式トイレから洋式トイレへの改修
- ・ 建物のバリアフリー化
- ・ エレベーターの新規設置
- ・ 耐震工事

【対象外（例）】

- ・ 既存のエレベーターの交換工事
- ・ 老朽化した外壁の現状復帰修繕



減価償却費に反映する

地方公会計制度について

地方公会計制度とは

平成18年5月、総務省は「新地方公会計制度研究会報告書」において、地方自治体が自由でかつ責任ある地域経営を進めていくためには内部管理強化と外部への分かりやすい財務情報の開示が不可欠であるとして、新たな公会計制度を導入することとした。

従来の現金主義会計では、土地や建物、借入金などの資産・負債の保有状況や、減価償却費や引当金などのコスト情報を把握することが難しいという課題があり、それを補完するために、複式簿記による発生主義会計の考え方を取り入れることが、『地方公会計制度』の導入の目的である。

しかし、本格的な複式簿記の導入が進んでいないこと、公共施設マネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でないこともあり、平成26年4月に、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示され、平成27年1月には「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が示された。

地方公会計制度を用いることにより、今まで見えなかった様々な情報を把握することができ、公共施設のマネジメントなどの行財政運営に活用していくことが可能となる。

本市では平成20年度決算からは「基準モデル」、平成28年度決算からは「統一的な基準」により官庁会計による決算書類とあわせて財務書類を作成している。

出典：流山市「財政白書」より

官庁会計（単式簿記・現金主義）との違い

項目	地方自治法に基づく決算書 (官庁会計)	統一的な基準における財務書類 (地方公会計制度)
会計手法	単式簿記 現金主義	複式簿記 発生主義
ストック情報	貸付金、有価証券 地方債など	固定資産、無形固定資産、棚卸 資産、有価証券、地方債、 未払金など

国や地方自治体の会計は、「議会で承認を得た予算をきちんと執行すること」が重要な責務であり、予算の適正・確実な執行を図るという観点から単式簿記による現金主義会計を採用している。

官庁会計においては、現金主義であることから減価償却費は反映されていないが、統一的な基準における財務書類では定額法により減価償却費を費用として計上していることから、その資産から得られる収益と減価償却費のバランスを知ることができる。

地方公会計と企業会計の違い

地方公会計と企業会計では、どちらも複式簿記・発生主義を採用しているが、以下の点で違いがある。

地方公会計では、税金等を財源として配分することにより、利益の獲得を目的としないことから企業会計における損益計算書は作成せず、「資産をどれだけ減らしたか、純資産をどれだけ増やしたか」を集約して表現する行政コスト計算書を作成している。

貸借対照表の純資産の部は、1年間の行政活動の結果、「どのような要因によって変動したのか」を表す純資産変動計算書を作成している。

地方公会計における資産については、道路や河川のように、売れる見込みはないものの市民生活に必要な不可欠な資産についても計上している。

官庁会計と地方公会計制度の位置付け

地方公共団体では、予算の適正・確実な執行を図るという観点から官庁会計方式であるが、この場合、現金の動きが分かりやすい反面、市が整備してきた資産などのストック情報や、行政サービス提供のために発生したコスト情報が見えにくいという弱点があった。

地方公会計制度では、業会計的な手法を活用することで、現行の会計方式を補完し、見えにくかったストック情報・コスト情報を「見える化」することにより、地方公共団体の財政マネジメントを強化し、限られた財源を「賢く使う」取組が行えるようになる。

維持管理経費 29,252,000円 a （物件費14,549,000円、維持補修費1,408,000円、人件費8,846,000円、減価償却費4,449,000円）

改定後の使用料単価 29,252,000円 ÷ 貸出総面積627.4 ÷ 年間時間4,320時間 = 10.79

10.79 × 25% = 2.7 10.79 × 50% = 5.4

改定後の使用料 単価 × 各施設の面積（改定後の使用料は小数点以下切り捨て。端数調整や改定上限率の適用をする前の金額）

(円)

現行使用料			
施設名	1時間料金 b	年間時間 (h) c	想定使用料 収入 b × c
大会議室	436	4,320	1,883,520
講義室	261	4,320	1,127,520
第1会議室	104	4,320	449,280
第2会議室	209	4,320	902,880
第1和室	52	4,320	224,640
第2和室	52	4,320	224,640
控室	52	4,320	224,640
調理実習	156	4,320	673,920
多目的室	209	4,320	902,880
想定使用料収入合計 d			6,613,920
実際の稼働率（63%）による仮定の収入 d × 63%			4,166,770
減免後の実際の使用料収入			1,116,530

改定後の使用料					
施設名 (利用者負担割合)	単価 e	面積 (㎡) f	1時間料金 e × f = g	年間時間 (h) h	想定使用料 収入 g × h
大会議室 (25%)	2.7	216.0	583	4,320	2,518,560
講義室 (25%)	2.7	91.0	245	4,320	1,058,400
第1会議室 (25%)	2.7	46.0	124	4,320	535,680
第2会議室 (25%)	2.7	72.0	194	4,320	838,080
第1和室 (50%)	5.4	24.8	133	4,320	574,560
第2和室 (50%)	5.4	29.7	160	4,320	691,200
控室 (50%)	5.4	9.9	53	4,320	228,960
調理実習 (50%)	5.4	66.0	356	4,320	1,537,920
多目的室 (50%)	5.4	72.0	388	4,320	1,676,160
想定使用料収入合計 i					9,659,520
維持管理経費に対する負担割合 i/a					33.0%
令和5年度の稼働率（63%）による想定収入 i × 63% j					6,085,498
維持管理経費に対する割合 j/a					20.8%
令和5年度の減免分を考慮した想定使用料収入 k					1,643,516
維持管理経費に対する負担割合 k/a					5.6%

近隣他市の会議室使用料との比較

市	対象施設	1人当たり/1時間	1㎡当たり/1時間
流山市 (現行)	市内公民館6館	4.8円	2.6円
流山市 (試算)	東部公民館	3.9円	2.7円
柏市	近隣センター等	5.6円	3.1円
野田市	公民館等	5.7円	—
松戸市	青少年会館、市民センター等	11円	6.1円
我孫子市	公民館	5.9円	3.2円
鎌ヶ谷市	公民館、学習センター	7.9円	3.8円
三郷市	文化センター、交流センター等	8.1円	4.6円
吉川市	交流センター、公民館等	8.2円	4.2円

※近隣の公民館等類似施設の会議室を対象に下記2条件で平均値を出したものの。

※1人当たり/1時間……1時間の使用料を各部屋の定員数で割った額

※1㎡当たり/1時間……1時間の使用料を各部屋の面積で割った額

※近隣自治体は東葛他5市及び他県隣接2市。野田市は面積を公表していないため空欄としている。

千葉県内自治体 使用料基本方針 公表状況

※町村除く

市町村名	公表されている基本方針	方針の最新改定時期	算入経費		負担割合	
			人件費	減価償却費	利用者特性	施設特性
千葉市	千葉市公共施設使用料等設定基準	平成19年9月	○	不明	公的必要性	収益可能性
銚子市	使用料・手数料設定の基本方針	令和6年9月	○	○	選択性	市場性
市川市	なし	—	—	—	—	—
船橋市	使用料・手数料の算定の基本的な考え方	令和元年10月	○	○	公益性	市場性
館山市	なし	—	—	—	—	—
木更津市	使用料・手数料等の見直しに関する基本方針	令和7年3月	○	×	選択的・必需的	市場的・非市場的
松戸市	なし	—	—	—	—	—
野田市	なし	—	—	—	—	—
茂原市	なし	—	—	—	—	—
成田市	使用料・手数料の見直しに関する基本方針	令和6年11月	○	不明	公共性	収益性
佐倉市	佐倉市使用料・手数料の算定に関する基本方針	令和7年1月	○	○	必需性	市場性
東金市	なし	—	—	—	—	—
旭市	使用料・手数料の適正化に係る基本方針	令和7年8月	○	不明	選択的・必需的	公共的・民間的
習志野市	習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準	令和7年4月	○	○	必需性	市場性
柏市	受益者負担の適正化基準	平成28年1月	○	○	選択性	市場性
勝浦市	なし	—	○	○	—	—
市原市	使用料等の適正化に係る基本方針	平成28年3月	○	○	行政の関わる必要性	収益性
流山市						
八千代市	なし	—	—	—	—	—
我孫子市	受益者負担のあり方に関する基本方針	平成21年5月	○	○	公共性	収益性
鴨川市	存在は確認。公表はなし	—	—	—	—	—
鎌ヶ谷市	使用料の見直しに関する基本方針及び改定基準	令和3年2月	○	○	必需的・選択的	民間的・公共的
君津市	公共施設使用料の見直しに関する基本方針	近年	○	○	選択性	市場性
富津市	存在は確認。公表はなし	—	—	—	—	—
浦安市	使用料等設定及び改定基準について(指針)	平成29年11月	○	○		
四街道市	使用料・手数料の見直しに関する基本方針	平成27年6月	○	○	必需性	市場性
袖ヶ浦市	なし	—	—	—	—	—
八街市	なし	—	—	—	—	—
印西市	使用料、手数料設定等に関する事務指針	平成30年4月	○	○	必需性	市場性
白井市	使用料・手数料の考え方	令和7年4月	○	○	—	—
富里市	なし	—	—	—	—	—
南房総市	なし	—	—	—	—	—
匝瑳市	なし	—	—	—	—	—
香取市	存在は確認。公表はなし	—	—	—	—	—
山武市	なし	—	—	—	—	—
いすみ市	なし	—	—	—	—	—
大網白里市	なし	—	—	—	—	—

東京都内自治体 使用料基本方針 公表状況

※町村除く

市町村名	公表されている基本方針	方針の最新改定時期	算入経費		負担割合	
			人件費	減価償却費	利用者特性	施設特性
千代田区	なし	—	—	—	—	—
中央区	なし	—	—	—	—	—
港区	港区公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方の改定について	令和5年	○	×	—	—
新宿区	—	—	—	—	—	—
文京区	受益者負担の適正化に向けた使用料及び手数料等の改定方針(平成28年4月改定)について	平成27年9月	○	×	必需的・選択的	公共的・市場的
台東区	区有施設の使用料に関する基本的な考え方	平成24年6月	○	○	—	—
墨田区	使用料の見直し検討結果について	令和7年9月	—	—	必需的・選択的	公共的・市場的
江東区	使用料等の見直しについて(報告)	令和6年1月	○	○	—	—
品川区	—	—	—	—	—	—
目黒区	公の施設使用料の見直し方針	令和5年11月	○	○	基礎的・必需的・選択的	公益性・排他性・民間競争
大田区	施設使用料の基本的な考え方	令和6年7月	○	○	選択性・必需性	公共性・市場性
世田谷区	施設使用料等の見直しの考え方について	令和6年9月	○	×	—	—
渋谷区	施設使用料算定基準	令和6年10月	—	—	—	—
中野区	施設使用料の見直し方針及びスポーツ施設の半額措置の取り扱い	令和5年10月	○	○	—	—
杉並区	—	—	—	—	—	—
豊島区	—	—	—	—	—	—
北区	—	—	—	—	—	—
荒川区	—	—	—	—	—	—
板橋区	—	—	—	—	—	—
練馬区	使用料の基本的考え方	平成25年3月	○	×	基礎的・選択的	市場的
足立区	—	—	—	—	—	—
葛飾区	—	—	—	—	—	—
江戸川区	—	—	—	—	—	—
八王子市	受益者負担の適正化に関する基本方針	令和6年6月	○	○	市民生活における必需性	民間施設の代替性
立川市	—	—	—	—	—	—
武蔵野市	—	—	—	—	—	—
三鷹市	—	—	—	—	—	—
青梅市	—	—	—	—	—	—
府中市	手数料・使用料の見直しに関する基本方針	令和5年7月	○	×	市民にとって、必需的な施設か、選択的な施設か	民間でも提供されているサービスか、民間では提供されにくいサービスか
昭島市	—	—	—	—	—	—
調布市	—	—	—	—	—	—
町田市	受益者負担の適正化に関する基本方針	令和7年11月	○	○	サービスの選択性に関する基準(必需性)	サービスの市場性に関する基準(収益性)
小金井市	—	—	—	—	—	—
小平市	集会施設等の利用者負担の見直しに係る基本的な考え方の整理(検討段階)	令和8年3月	○	○	—	—
日野市	日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン	令和6年10月	○	○	基礎的・選択的	民間代替性・競争性
東村山市	使用料・手数料の基本方針	令和6年3月	○	○	基礎的・選択的	市場的
国分寺市	国分寺市 使用料・手数料の適正化方針	平成23年9月	○	○	—	—
国立市	使用料・手数料の見直しに関する基本方針	令和5年4月	○	○	選択性	市場性
福生市	使用料・手数料等受益者負担適正化方針	令和7年8月	○	○	必需性	市場性
狛江市	—	—	—	—	—	—
東大和市	使用料・手数料見直しに係る基本方針	平成27年6月	○	×	—	—

清瀬市	使用料・手数料等の適正化に関する基本方針	平成28年度	○	○	選択的・基礎的	市場的
東久留米市	—	—	—	—	—	—
武蔵村山市	—	—	—	—	—	—
多摩市	公共施設の使用料設定にあたっての基本方針	令和7年8月	○	○	必要性	市場性・収益可能性
稲城市	使用料の算定基準	令和4年3月	○	○	社会生活における必要性	民間事業の代替性
羽村市	—	—	—	—	—	—
あきる野市	受益者負担の適正化	令和7年10月	○	○	市民生活における必要性	民間施設の代替性
西東京市	使用料・手数料等の適正化に関する基本方針	令和7年7月	○	○	選択性	市場性